

令和6年3月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

令和5年3月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和 6年 3月26日（火曜日）

1 出席議員

1番	前田純也	議員	2番	神谷大輔	議員
3番	木村浩明	議員	4番	長正祐	議員
5番	松浦武志	議員	6番	矢部伸幸	議員
7番	瀬山登	議員	8番	黒田重利	議員
9番	都丸裕史	議員	10番	田邊信雄	議員
11番	渡邊明	議員			

2 説明のために出席した者

管理者	清水聖義	副管理者	村山俊明
副管理者	橋本光規	副管理者	高橋純一
会計管理者	青木繁幸		
局長	白石昌巳	副局長	大木和伸

3 事務局出席者

議会議務局長	関根進		
参事	毛呂達也	課長補佐	麦倉仁志
課長補佐	岡島敬一	係長	岡部智康
係長代理	堀木清重	主任	武内一也
主任	宇田川翔太		

議 事 日 程（第1号）

令和 6年 3月26日 午後3時15分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 矢部 伸幸

会議に付した事件及び順序

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する
協議についての専決処分について

第 4 議案第 2号 令和5年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予
算（第2号）について

第 5 議案第 3号 令和6年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算に
ついて

◎開 会

午後 3 時 1 5 分開会

○議長（矢部伸幸） これより、令和 6 年 3 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開 議

○議長（矢部伸幸） これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（矢部伸幸） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（矢部伸幸） 日程第 1、会期の決定を議題と致します。

○議長（矢部伸幸） お諮り致します。今、定例会の会期は、本日 1 日と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（矢部伸幸） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（矢部伸幸） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 6 1 条の規定により、議長において 4 番、長正祐議員、5 番、松浦武志議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第 1 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につ

いての専決処分について」

○議長（矢部伸幸） 次に日程第3、議案第1号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（白石局長挙手）

○議長（矢部伸幸） 白石局長。

○組合局長（白石昌巳） 議案第1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本案は、令和6年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に富岡市及び榛東村が加入するため及び負担金の算出方法の改正、つまり負担金の算定基礎となる対象職員数の明確化及び団体割負担金の新設を行うため、期日までに議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この規約は令和6年4月1日から施行するものでございます。

通常であれば、本日の組合議会にて議決後に議決書の謄本を提出するわけですが、議決期限が3月21日であったため専決処分したものでございます。

また、参考に群馬県市町村公平委員会共同設置規約新旧対照表を添付致しましたので、ご確認ください。

以上で議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（矢部伸幸） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（矢部伸幸） これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（矢部伸幸） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議 案 上 程

「議案第2号 令和5年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算
（第2号）について」

○議長（矢部伸幸） 次に日程第4、議案第2号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（白石局長挙手）

○議長（矢部伸幸） 白石局長。

○組合局長（白石昌巳） 議案第2号 令和5年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の令和5年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算書及び補正予算に関する説明書（3月補正）の1ページをご覧ください。本ページにおきましては、令和5年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算の歳入歳出補正及び継続費補正について定めたものでありまして、第1条において歳入歳出それぞれに34万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億3千454万円とするも

のでございます。第2条の継続費の補正につきましては、別表に内容が記載してありますので4ページをお開きください。第2表では、(仮称)太田市外三町広域斎場整備事業の年割額を変更し、補正前の総額43億1千585万円から総額を58億9千425万円にするものでございます。

戻りまして2ページ及び3ページについては、第1表歳入歳出予算補正の款項の区分ごとの金額になります。4ページにつきましては、先ほどご説明致しました第2表継続費の補正を定めたもので、5ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書総括になります。5ページには歳入を、6ページには歳出をそれぞれ款別に示しましたので、款全体はこちらでご確認下さい。また、7ページには、補正額の財源内訳が示してございます。続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。始めに、歳入についてですが、8ページ及び9ページをご覧ください。4款1項1目繰入金につきましては、1千万円を減額するものでございます。6款諸収入を1千34万円増額するものでございます。次に、10ページ及び11ページをご覧ください。歳出でございますが、2款1項1目一般管理費につきましては、4節共済費における一般職及び会計年度任用職員の共済費として34万円を増額するものでございます。12ページから13ページは給与費明細書、14ページ及び15ページは継続費に関する調書でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(矢部伸幸) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(矢部伸幸) 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(矢部伸幸) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(矢部伸幸) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（矢部伸幸） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（矢部伸幸） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

「議案第3号 令和6年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について」

○議長（矢部伸幸） 次に日程第5、議案第3号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（白石局長挙手）

○議長（矢部伸幸） 白石局長。

○組合局長（白石昌巳） 議案第3号 令和6年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊令和6年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算書及び予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

本ページにおきましては、令和6年度太田市外三町広域清掃組合の歳入歳出予算をはじめ、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めたもので、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億2千902万1千円とするものでございます。

また、第2条の地方債につきましては、地方債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法について定め、第3条では、一時借入金の最高額を、20億円と定め、第4条は歳出予算の流用について定めるものでございます。次に、2ページには歳入の総括を、3ページには歳出の総括をそれぞれ款項別に記載致してございます。次に、4ページの第2表につきましては、地方債の限度額を24億1千130万円とするものでございます。

5ページから6ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括と致しまして、歳入歳出予算を款別に前年度予算額と比較した金額を示しました。ともに前年度予

算額 34億2千449万4千円に対し、23億452万7千円の増額となっております。増額となった主な要因につきましては、広域斎場整備事業費でございます。また、7ページには、予算額の財源内訳を示しましたのでご確認ください。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。始めに歳入でございますが、1款1項1目市町村負担金合計20億1千240万1千円は、各構成市町の負担金でありまして、前年度予算額に対しまして、1億5千142万6千円の減額となっております。内訳と致しましては、太田市13億9千468万8千円、千代田町1億1千577万8千円、大泉町3億547万4千円、邑楽町1億9千646万1千円を計上するものでございます。

次に、2款1項1目リサイクルプラザ使用料につきましては、太田市清掃事業課が2階の多目的ホールを事務室として使用しており、年間の使用料として340万6千円を計上したものでございます。

次に、2款2項1目衛生手数料4億5千130万4千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料及びクリーンプラザに搬入される可燃ごみの廃棄物処理手数料を計上したものでございます。

次に、3款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、災害等廃棄物が発生した場合に対応するため、存目計上したものでございます。

次に、4款1項1目繰入金1千万円につきましては、財政調整基金から繰入金として計上したものでございます。

続きまして、10ページ及び11ページをご覧ください。

5款1項1目繰越金1千万円につきましては、前年度繰越金を計上したものでございます。

6款1項1目雑入合計額8億3千60万9千円につきましては、1節は鉄やアルミ等の資源化物売却収入として、1億5千451万4千円を計上しました。

また、2節の電力売却収入につきましては、クリーンプラザの廃棄物焼却発電による電力エネルギーの売却料、6億7千605万円を見込んでおります。なお、この電力の一部を地産地消として区域内の学校や一部の公共施設が使用しております。

3節雑入につきましては、4万5千円を計上したものでございます。

7款1項1目事業債につきましては、冒頭の第2表地方債でご説明申し上げました金額24億1千130万円を計上致しました。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。12ページ及び13ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目 議会費合計額 2 5 万 6 千円につきましては、組合議会運営に係る事務的経費について、前年度同額を計上したものでございます。

また、2 款 1 項 1 目 一般管理費合計額 1 億 1 千 4 3 9 万円につきましては、事務局運営費として委員報酬、職員等の人件費や共済組合負担金等を、1 4 ページから 1 5 ページには、施設管理運営費として、需用費、役務費、各種業務委託料、備品購入費等を計上したものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目 斎場管理費合計額 2 7 億 3 千 7 0 9 万 5 千円につきましては、広域斎場整備に係る経費でありまして、工事監理業務委託料及び斎場整備工事費でございます。1 6 ページから 1 7 ページをご覧ください。2 項 1 目 清掃事業費合計額 2 0 億 2 千 5 7 5 万 3 千円につきましては、リサイクルプラザ及びクリーンプラザの運営に係る経費でありまして、作業用車両の点検整備費等の需用費、両施設の運転管理業務や焼却灰等の処分に係る委託料等、ごみ処理に係る経費を計上したものでございます。

4 款 1 項 1 目 元金 8 億 1 千 7 6 9 万 2 千円につきましては、クリーンプラザに係る起債償還元金を計上するものでございます。

また、2 目 利子につきましては、起債に係る利子として 3 千 2 8 3 万 5 千円を計上するものでございます。

次に、5 款 1 項 1 目 予備費として前年度同様の 1 0 0 万円を計上致しました。

なお、1 8 ページから 2 5 ページには給与費明細書、2 6 ページから 2 7 ページには継続費についての調書を、2 8 ページには債務負担に関する調書及び地方債に関する調書をそれぞれ添付致しましたのでご確認ください。

以上、議案第 3 号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論（終局）

○議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（矢部伸幸） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（矢部伸幸） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（矢部伸幸） 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則
第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

矢 部 伸 幸

太田市外三町広域清掃組合議会議員

長 正 祐

太田市外三町広域清掃組合議会議員

松 浦 武 志